働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動

小売業・社会福祉施設・飲食店の労働災害の減少に向けて

厚生労働省と中央労働災害防止協会では、小売業、社会福祉施設、飲食店において増加している労働災害の減少を図るため、本運動を展開しています。

これらの業種で効果的な労働災害防止対策を進めるためには、多くの店舗を展開する**企業本社**、複数の社会福祉施設を展開する**法人本部が主導**して、店舗、施設の労働安全衛生活動について**全社的に取り組むことが重要**です。

本社・本部

- **全社的な労働災害発生状況の把握・分析**
- **安全衛生方針の表明**
- **作業マニュアルの作成**
- **店舗・施設の安全衛生活動の推進**
- **店舗・施設への安全衛生担当者の配置確認など**

ココがPoint!

店舗 施設　**店舗 施設**　**店舗 施設**

- ４Ｓ（整理・整頓・清掃・清潔）活動
- ＫＹ（危険予知）活動
- 危険の「見える化」
- 従業員への安全衛生教育　など

主な取組事項の概要

1 経営トップによる安全衛生方針の表明

☞経営トップによる安全衛生方針を策定し、**掲示**や従業員への**小冊子の配付**などにより周知します。

2 4S活動で災害の原因を取り除く

☞**４Ｓ**とは「整理」、「整頓」、「清掃」、「清潔」のことで、これらを日常的な活動として行うのが４Ｓ活動です。

- **整理**　必要ない物は捨てる
- **整頓**　必要なものをすぐに取り出せるようにする
- **清掃**　綺麗に掃除を行う
- **清潔**　整理・整頓・清掃を維持する

☞４Ｓ活動は、労働災害の防止だけではなく、**作業のしやすさ、作業の効率化も期待**できます。

☞お客様の目に触れにくいバックヤードも整頓を忘れないようにしましょう。

☞荷物やゴミなど物が散らかっている職場や、水や油で床が滑りやすい職場は、災害の危険が高くなります。

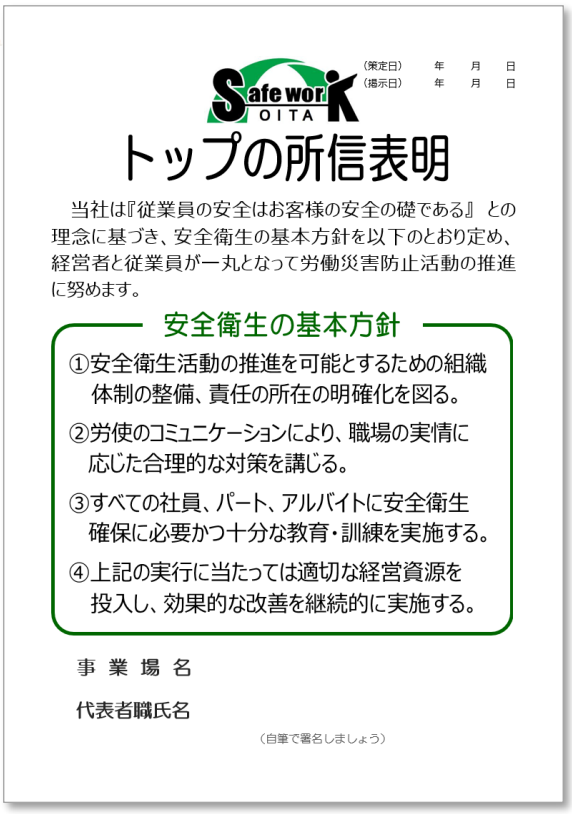

Safe work OITA

（策定日）　年　月　日
（掲示日）　年　月　日

トップの所信表明

当社は『従業員の安全はお客様の安全の礎である』との理念に基づき、安全衛生の基本方針を以下のとおり定め、経営者と従業員が一丸となって労働災害防止活動の推進に努めます。

安全衛生の基本方針

①安全衛生活動の推進を可能とするための組織体制の整備、責任の所在の明確化を図る。

②労使のコミュニケーションにより、職場の実情に応じた合理的な対策を講じる。

③すべての社員、パート、アルバイトに安全衛生確保に必要かつ十分な教育・訓練を実施する。

④上記の実行に当たっては適切な経営資源を投入し、効果的な改善を継続的に実施する。

事業場名

代表者職氏名

（自筆で署名しましょう）

トップの所信表明 様式

③ KY活動で潜んでいる危険を見つける

☞ＫＹとは「危険＝Ｋ、予知＝Ｙ」のことです。
ＫＹ活動では、業務を開始する前に職場で「その作業では、どんな危険が潜んでいるか」を話し合って「これは危ない」というポイントに対する対策を決め、作業のときは、**一人ひとりが「指差し呼称」をして行動を確認**します。

☞「うっかり」、「勘違い」、「思い込み」などは不安全行動を招き、災害の原因となります。

④ 危険の「見える化」で危険を周知する

☞危険の「見える化」とは、職場の危険を**可視化**（＝見える化）し、従業員**全員で共有**することをいいます。

☞ＫＹ活動で見つけた危険箇所に、右のようなステッカーなどを貼り付けることで注意を喚起します。

☞墜落や衝突などのおそれのある箇所が事前に分かっていれば、そこでは慎重に行動することができます。

⑤ 安全教育・研修で正しい作業方法を学ぶ

☞組織の本社や本部では、「どんな災害が起こっているか」、「どうしたら災害は防げるか」を踏まえ、「正しい作業手順（マニュアル）」を作成します。そして、店舗・施設では、この内容を従業員に教育します。

☞朝礼など、皆が集まる機会を利用して教育・研修を行う方法もあります。特に、初めて職務に就いた従業員には、雇入れ時に安全教育を行う必要があります。

⑥ 全員参加により安全意識を高める

☞安全活動は、経営者や責任者の責務であるとともに、正社員、パート、アルバイト、派遣などの雇用形態にかかわらず、従業員は全員参加することが重要です。

☞従業員一人ひとりの安全意識を高めるために、朝礼などの場を活用して、店長・施設長から安全の話をすることや、従業員から**ヒヤリハット事例を報告**してもらい、みんなで安全について話し合ったりすることなどが効果的です。

⑦ 安全推進者を配置する

☞「安全推進者の配置等に係るガイドライン」に基づき、次の第３号の業種で、常時１０人以上の労働者を使用する店舗・施設では安全推進者を配置してください。

☞安全推進者は、**旗振り役**として、安全衛生活動・安全教育・啓発の推進などを行います。

安衛令第２条	該当する業種	労働者数	
		常時 50 人以上	常時 10～49 人
第１号	林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業	**安全管理者**の選任義務 安衛法第11条	**安全衛生推進者**の選任義務 安衛法第12条の2
第２号	製造業、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業		
第３号	**第１号、第２号以外の業種** → **安全推進者の配置対象**		

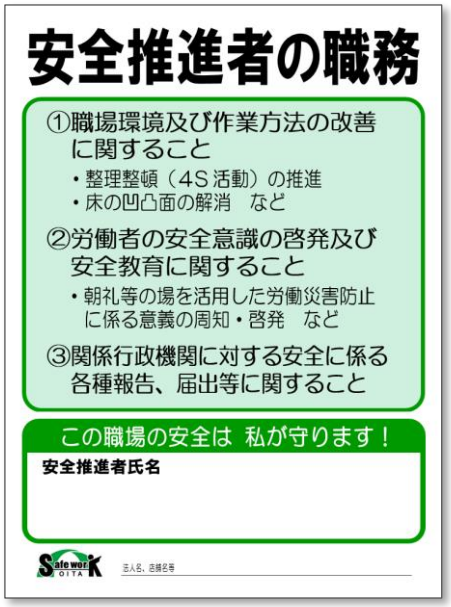

安全推進者 職務 様式

大分労働局　Ｒ２年９月